

令和 7 年 第 8 回

教育委員会定例会会議録

とき 令和 7 年 7 月 2 2 日

品川区教育委員会

令和7年第8回教育委員会定例会

日 時 令和7年7月22日(火)

開会：午後2時

閉会：午後3時1分

場 所 教育委員室

出席委員	教 育 長	伊崎	みゆき
	教育長職務代理者	吉村	潔
	委 員	稲垣	百合恵
	委 員	濱松	誠
	委 員	吉原	幸子

出席理事者	教 育 次 長	米田	博
	庶 務 課 長	船木	秀樹
	学 務 課 長	石井	健太郎
	指 導 課 長	酒川	敬史
	教育総合支援センター長	丸谷	大輔
	教育施策推進担当課長	唐澤	好彦
	特別支援教育担当課長	新井	正康
	品川図書館長	三ッ橋	悦子
	学校施設担当課長	荒木	孝太
	統括指導主事	齊藤	隆光
	統括指導主事	石原	朋之

事務局職員	庶 務 係 長	安藤	尚之
	書 記	田島	希望
	書 記	羽田	優太

傍 聴 人 数 1 名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を
非公開とした。

次第

- 報告事項 1 教育委員の任命同意について
- 協議事項 1 委員の議席について
- 第 42 号 議 案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第 43 号 議 案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 44 号 議 案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 45 号 議 案 学校教育職員の旅費に関する条例第 2 条第 3 項等による旅費規則の一部を改正する規則
- 第 46 号 議 案 幼稚園教育職員の任免等について（産育代替・任用）
- 協議事項 2 9 月補正予算について
- 報告事項 2 学校選択制の運用等について
- 報告事項 3 令和 6 年度品川区立学校における体罰等の実態把握について
- 報告事項 4 第 1 回市民科検討委員会の実施報告について
- そ の 他 令和 7 年 9 月行事予定について

令和7年第8回教育委員会定例会

令和7年7月22日

【教育長】 ただいまから、令和7年第8回教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員に、吉村教育長職務代理者、吉原委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせします。

初めに、会議の持ち方についてですが、日程第3、第46号議案、幼稚園職員の任免等について（産育代替・任用）、本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議といたしますが、御異議ありませんか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議をいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、報告事項1、教育委員の任命同意について、日程第2、協議事項1、委員の議席について、これらの議題は一括して説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、報告事項1、教育委員の任命同意について御報告を申し上げます。

資料1をお願いいたします。

教育委員の濱松委員の任期が令和7年7月19日で満了することに伴いまして、令和7年7月10日開催の令和7年第2回定例会本会議において、区長より濱松委員の任命同意について区議会に諮り、同日可決されましたので、御報告をいたします。7月20日付で就任（再任）となっております。

続きまして、協議事項の1、委員の議席についてでございます。

品川区教育委員会会議規則第6条で、委員の議席は、教育長が会議に諮り、定めることが規定されております。現在このようにお座りいただいておりますが、教育長より議席について御審議をお願い申し上げます。

説明は以上です。

【教育長】 庶務課長から説明がありました。

それでは、まず、濱松委員から一言、御挨拶をお願いいたします。

【濱松委員】 ありがとうございます。座ったままでよろしいでしょうか。

【教育長】 構いません。

【濱松委員】 ありがとうございます。7月20日に発令いただきまして、再任ですか。ということで、ありがとうございます。去年の、1年4か月ぐらい、始めて、本当に右も左も分からないままで、でも、伊崎さん、教育長を含め、いろんな方のアドバイスや指導や質疑応答やディスカッションをさせていただいたことで、現場のヒアリング含めて、自分なりに、まだまだですけども、解像度が、外野からピークパーク言ったときよりも少しは解像度高くなったというふうに思っています。

外の声が全部正しくて中が正しくない、また、その逆でもなくて、その間に、子供たち

の、教職員のための、それから、大人、地域のための教育というのがあるはずだと思っています。先ほど伊崎さんからもアドバイスいただいたんですけども、精いっぱい頑張りたいと思いますので、またどうぞよろしくします。ありがとうございます。

【教育長】 ありがとうございました。

続いて、委員の議席についてですが、先ほど事務局より説明がありましたとおり、品川区教育委員会規則第6条で、委員の議席は、教育長が会議に諮り、これを定めると規定されておりますので、お諮りいたします。

教育委員の就退任に伴う委員の議席について、濱松委員は再任でありますので、引き続き4番席とし、そのほかの委員の皆様についても、関係が従来と変わりなく、吉村教育長職務代理者を2番席、稲垣委員を3番席、吉原委員を5番席とすることによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、異議なしと認め、そのように決定し、次回以降の教育委員会も引き続きこちらの議席でお願いをいたします。

次に、日程第3、第42号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、私より、第42号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について御説明申し上げます。

教育委員会資料2を御覧くださいませ。PDFでは5ページ目となっております。

まず、説明の前に、品川区の学校医等の身分について御説明をいたします。品川区の学校医等につきましては、非常勤の職員としての身分を有してございます。医師会、歯科医師会、薬剤師会に登録をしている方から区教委が規則で委嘱をしているものでございます。通常、地方公務員といいますのは、地方公務員災害補償法に基づき、公務災害の補償がなされておりますが、公立学校の学校医等につきましては、個別の法律である、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律によって補償の内容が定められ、具体的には政令で規定されており、各都道府県市区町村が条例として基準を規定しているという仕組みとなっております。

今回の立案請求につきましては、1の改正理由にございますとおり、政令のほうで改正となり、それに合わせて都立学校の公害補償に関する条例の一部改正が行われました。品川区の条例につきましては、この東京都の条例と補償内容を同一としているものでございますので、この改正に合わせて同じ改正を行うものでございます。

続きまして、2の、主な改正内容でございます。

今回の改正内容は、(1)(2)(3)にございますとおり、まず、補償基礎額の扶養加算額の改定でございます。こちらは、国家公務員の手当におきまして、これまで扶養手当の中に配偶者手当が含まれていたのですが、こちらが廃止となり、子供手当の増額がされたという改正に合わせて、公務災害補償につきましても配偶者に関する加算を廃止し、子に関する加算を新たに設けるものでございます。

(2) は、そのことに伴い、所要の文言整理を行うものでございます。

(3) につきましては、介護補償の額につきまして、政令による介護補償の改定が行われましたので、それに準じて改定するものでございます。

これらの改定を踏まえた新旧対照表につきましては、別紙とつけてございまして、PDF の資料では 10 ページとなっております。

また、これに対する改正条例案につきましては 7 ページでございまして、施行期日につきましては公布の日から施行となっておりますけれども、附則のところで、適用日を令和 7 年 4 月 1 日としておりまして、実際に公務災害補償に関しては今年度 4 月 1 日からのものが適用となるというふうな形で、案としては考えてございます。

本委員会で御承認いただきました後、品川区議会の第 3 回定例会にて上程を予定しているところでございます。

私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。

よろしいでしょうか。

では、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求についてを採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。

第 4 2 号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

続いて、日程第 3、第 4 3 号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、日程第 3、第 4 4 号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、これらの議案は一括して説明をお願いし、質疑の後、それぞれ採決をしていきたいと思います。

では、説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、第 4 3 号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び第 4 4 号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。

資料は、資料 3 及び 4 となります。

こちらは、固有教員と幼稚園教員について、介護休暇、介護時間の取得要件及び子育て部分休暇に係る取得形態を見直すほか、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等の措置を定めるための所要の規定を新設いたします。

具体的な内容としましては、まず、介護休暇、介護時間について、勤務時間の始めまた

は終わりに限り取得可能となっております取扱いを廃止し、勤務時間の途中においても取得を可能といたします。

次に、子育て部分休暇について、従来の取得パターンに加えて、1時間を単位として、年度ごとに77時間30分、およそ10日分の範囲内で取得する新たなパターンを追加することに伴い、規定を整備いたします。

最後に、勤務時間条例において規定を新設いたしました仕事と育児の両立支援制度について、具体的な制度、措置内容及び周知方法について規定いたします。本改正は、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、実施するものでございます。

施行期日は、令和7年10月1日となります。ただし、子育て部分休暇の申出及び当該申出内容の変更並びに申請は、施行の日前においても行うことができます。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

先生方、皆さん、働きやすくなってすごくいいことだなと思います。先生とか幼稚園の先生をされている方が自分のお子さんの入学式とか卒業式、あと運動会とかにお休みが取れないというお話をちらちら聞いたりしますので、そういう時間にこういうのをよく使っていて、気軽に取れるようになっていけばいいなと、そういう環境を醸成していけたらいいなと思います。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかには。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

ちょっとざっくりした質問になってしまうかもしれないんですけど、私もこういう時間単位でのというのは民間でもやられていますし、休暇が取りやすくなる、休みの時間が取りやすくなって、ちょっと抜ける、ちょっと帰ってくるというのがやりやすくなるというのは本当に賛成で、どんどんやっていただきたいと、思いがあります。私が見られていなかったらごめんなさい。現状は、これをやることで、より、男性、女性というか、親御さんが行きやすくなる、取りやすくなると思うんですが、現状、何%取れていないというか、現状の声みたいなのはデータで何かあるんでしょうか。お願いします。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 申し訳ございません。現在、今、手元に、どれぐらい取得できているかというデータはございませんけれども、いずれにしても、休暇を必要に応じて取れるように推奨、勧奨していくように、管理職を通じて働きかけていこうと思っています。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。ぜひお願いします。なんですが、もう皆さん御存じのとおり、これをやってもカルチャーが、風土が整っていないということであって

は全くよくないというか、駄目なので、ぜひ土壌とか風土のところを含めて、ぜひ数値も含めて追いかけてもらって、今までが駄目だったということではなくて、よりよくしていくために、現状の数字と、こうやったからよくなったよねというところも含めて、今後というか、次、何かの場面で示していただけますと幸いですが、示してくださいということをお願いいたします。

【教育長】 ほかにはありますか。

よろしいですか。

では、第４３号議案、第４４号議案について、それぞれ採決していきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 それでは、採決いたします。

第４３号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、第４４号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第３、第４５号議案、学校教育職員の旅費に関する条例第２条第３項等による旅費規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、第４５号議案、学校教育職員の旅費に関する条例第２条第３項等による旅費規則の一部を改正する規則について説明いたします。

資料は５番になります。

本規則は固有教員の旅費について定めているものになります。固有教員の旅費の取扱いは、同一の職場に勤務する都費負担教員との均衡を踏まえて決定しており、今回、都費教員の旅費制度が改正されたことに伴いまして、固有教員の旅費制度についても見直しを行います。

具体的な内容としましては、まず、規則の題名について、旅費条例第２条第３項を削除したことに伴い、「学校教育職員の旅費に関する規則」に改めます。

次に、退職者の旅費について、現行同様、出張または赴任の例に準じて計算した旅費を支給しますが、加えて家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを支給可能とします。

次に、遺族の旅費について、遺族の居住地と死亡地との間の移動・転居に要する費用を支給します。

次に、死亡手当について、職級により異なっていた手当額を統一し、国家公務員等の旅費支給規程に規定される額と同額に改めます。

最後に、旅費条例第１２条２項に規定する「宿泊に係る特別な事情」について、宿泊を伴う会議、講習会等において宿泊施設を指定されている場合や、生徒、児童等の修学旅行

等の旅行に付添いまたは引率する場合等を対象とする旨、規定いたします。

当該規定に該当する場合は、宿泊費の上限額を超えて実費を支給することができます。

本条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日以降に出発する旅行から適用といたします。

説明、以上です。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。

よろしいですか。

それでは、学校教育職員の旅費に関する条例第2条第3項等による旅費規則の一部を改正する規則を採決したいと思います。御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。

第45号議案、学校教育職員の旅費に関する条例第2条第3項等による旅費規則の一部を改正する規則、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第4、協議事項2、9月補正予算について、本件は区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局として会議の扱いについてどのように考えますか。

庶務課長。

【庶務課長】 9月補正予算につきましては、区議会の議決前の案件であり、公正かつ適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

以上です。

【教育長】 庶務課長から説明がありました。

本件は、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更して、全ての会議の終了後に会議を開くことといたしますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたしました。

次に、日程第5、報告事項2、学校選択制の運用等について説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、私より、学校選択制の運用等について御説明を申し上げます。

資料は、教育委員会資料8、PDFでは74ページを御覧くださいませ。

まず、項番1、通学区域の一部変更でございます。

令和6年3月に品川区学事制度審議会の答申がございました。この趣旨を踏まえて、就学人口の急増が見込まれる東品川4丁目11番から13番につきまして、来年度の入学から、通学区域を城南小学校から城南第二小学校に変更することとされました。このことに伴い、これまで令和6年度入学及び令和7年度入学につきましては、城南小学校については学校選択による受入れを除外としておりましたけれども、この変更をすることにより、城南小学校の学校選択の受入れを再開するものでございます。

こちら、2番の、通学区域変更による影響の軽減による経過措置につきまして、まず、城南小学校の抽せん順位につきましては、左側の表に書いてございますとおり、まず、通学区域に在住する者の無抽せんはそのままなのですが、旧通学区域に在住し、入学する年度において、令和7年度までに城南小学校に入学した兄弟が城南小学校に在籍する者につきましては無抽せんの受入れを行います。こちらは経過措置の1番となっております。

続いて、旧通学区域に在住し、入学する年度におきまして、その上に書いてございます経過措置1により城南小学校へ入学した兄弟が城南小学校に在籍する者で、令和8年4月1日までに生まれた方につきましては、経過措置②として、無抽せんの受入れとなります。

その後、抽せんの順位につきましては、まず、入学年度において兄弟が希望校に在籍する者、そして、第2順位として、今回の東品川4丁目11番から13番の旧通学区域に在住する者につきましては、2年間の経過措置を設けまして、城南小学校の抽せん順位を第2順位といたします。

続きまして、第3順位として、隣接する通学区域に在住する者でございます。これにつきましては既に周知済みでございまして、このとおり実施するものでございます。

続きまして、右側の浅間台小学校及び立会小学校の抽せん順位として、改めまして、昨年の8月に実施した通学区域変更に関する保護者説明会の中でも、今回、城南小学校の旧通学区域に在住しながら、このエリアで城南第二小学校になるということで、学校選択の隣接する区域から除外されてしまう浅間台小学校と立会小学校につきましては、ぜひ、経過措置として今回の学校選択の中に入れてくれないかというふうな御意見もございました。

これらを踏まえて検討した結果ですが、浅間台小学校及び立会小学校の抽せん順位の第2順位として、旧通学区域に在住する者ということで、学校選択の抽せん順位に入れることといたします。こちらにつきましては、この方、通学区域の変更がなかったとするならば、基本的には浅間台小学校や立会小学校につきまして学校選択ができるというような方々でしたので、こちらのよう形で経過措置2年間、こちらは城南小学校の抽せん順位の経過措置3と同じような形で設けさせていただきたいというふうに考えてございます。

現在、最新の就学人口の推計等を用いまして出しました、城南小学校及び城南第二小学校の全校児童数及び学級数について、3番のほうに表としてございます。

城南小学校につきましては、今回の令和8年度からの通学区域の変更により児童数自体は減っていく見込み、そして城南第二小学校につきましては、この変更に伴い増えていく見込みというふうな形でございます。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

ちょっと質問させていただきたいんですけど、城南小学校にもともと旧通学区域だった方は第2順位ということなんですけれども、これ、抽せんになった場合に第2順位の方が希望して入れる可能性はどれぐらいあるのかとか、もし分かれば教えていただきたいなと思います。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 第2順位の方々の入学可能性についてですが、城南小学校はこの過去2年間、やはり児童数の増ということで学校選択から除外していたこともありまして、今後の可能性がどのようになるかというのはなかなか読めないところではあります。ただ、通学区域の変更によって城南第二小学校に一定程度行くことになることを踏まえると、動向も変化してくると思いますので、そういった状況を注視していきたいと考えてございます。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにありますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 1つ質問というか、質問という感じでもないんですけど、一番下の学級数、人数の推計、あくまでも推計なので分からないと思いますけども、これ、やってみてみると、城南小が6年間で300名減って、城二が逆に300名増えていくという、そういう感じですね。推計ですけど。これ、城二のほうはこの後、令和14年度以降もこんな感じで増えていく感じなんでしょうか。そうなったときに、新しく学校がなりましたけど、学校のキャパというか教室数というのは、それはもう特に問題ないんでしょうか。

学務課長。

【学務課長】 城南第二小学校の今後の推計でございますけれども、しばらくまだ増え続けまして、令和26年度から令和32年度ぐらいまで増え続けているところでございます。あくまでも推計というふうなことです。この後またどのような形になるかは分からないですけども、今のところは教室についてはぎりぎり確保できるというふうなものになってございます。今後また、今、推計値と、あと実績値というものは徐々にまた開きも出てきていますので、推計を細かくしながら適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

【吉村教育長職務代理者】 分かりました。

【教育長】 ほかにありますか。

よろしいですか。

それでは、学校選択制の運用等についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第5、報告事項3、令和6年度品川区立学校における体罰等の実態把握について説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、私から、令和6年度品川区立学校における体罰等の実態把握について説明をさせていただきます。

資料は9でございます。

まず、本調査の概要でございます。

1、概要の趣旨でございます。体罰や体罰の疑いのある事例を見逃さず迅速に対応するため、区立学校における実態を的確に把握することを目的としたものでございます。東京都教育委員会が作成する児童・生徒向け「相談シート」の配布等を通して実態把握するものでございます。今、「相談シートの配布等」と申し上げましたが、そのほか、都への電話

やインターネットでの相談、学校への直接の相談、区教委への連絡などにより把握したものも含んでおります。

2の、対象です。小学校、義務教育学校前期課程、37校、中学校、義務教育学校後期課程、15校、全てでございます。

3の、内容です。体罰、不適切な指導、行き過ぎた指導及び暴言等またはその疑いのある事案の実態でございます。

4の、方法です。相談シート等によって寄せられた相談内容の集約をしております。

5の、対象期間です。相談シートについては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までで、各学校におきまして令和6年度に3回にわたり配布をしております。それ以外の方法による把握は年間を通じて随時ということになります。

続きまして、2番、体罰等の状況、(1)行為者数、校種別内訳でございます。体罰、不適切な指導、行き過ぎた指導は、小学校、中学校とも0人でした。暴言等は、小学校は0人、中学校は1人で行いました。なお、不適切な指導、行き過ぎた指導、暴言等の分類例につきましては、この表の下にございますので、御覧いただければと存じます。

次に、行為者数、年代別内訳は御覧のとおりとなっております。

1枚おめくりいただきまして、今回挙がりました暴言1件の内容でございます。避難訓練終了後の移動時に列を乱している生徒に対して「だらだら行動しているんじゃない」「おまえらばかか」と大声でどなったというものでございます。

続きまして、体罰根絶を図るための取組を記載しているところでございます。

これまでも、「学校への指導」にありますように、通知または校長連絡会などにおきまして学校への指導を行うとともに、学校組織としての意識向上として、教職員でスローガンを考え、体罰根絶宣言ポスターを作成して職員室及び学校ホームページに掲出するなどの取組を行っております。

また、教職員研修の充実、通報システムの活用・周知徹底、体罰根絶のためのDVDであります『STOP体罰』の活用促進などに取り組んできたところでございます。これからもこれらの取組を継続してまいります。

ページの下段に、取組事例として、学校における具体的な取組を紹介させていただいております。こうした学校それぞれの取組も推奨してまいります。

発生した事案については教育委員会から指導を行い、再発防止に向けた取組の周知を徹底しております。今後も引き続き体罰の根絶に向けて全力で取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

ちょっと質問をさせていただきたいんですけど、相談シートというのはどういう形で配布してどういう形で回収しているのかということと、あと、相談を書いた子の、例えば名前が先生に知られてしまう可能性はどれぐらいあるのかということと、あと、今、部活動の外部委託で外部の指導員の方とかが結構入っていると思うんですけども、そういう方たちへの体罰とか暴言に関する教育はどうなっているのかなというのを、まず教えていただ

ければと思います。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 まず、相談シートというのは、東京都から、データといいますか、PDFみたいな形で区市町村教育委員会に送られてきます。それを区市町村教育委員会から各学校に配ります。各学校が全児童生徒、それから保護者への、趣旨も含めたお知らせと一緒に配ります。

アンケートみたいになっていまして、「誰にされたことですか」、例えば、友達とか先生とか、そのほかの大人、「何をされましたか」、「先生」と書いた場合は「何先生ですか」と、そういったことが全部、どんなことをされたかも含めて記載できる内容になっておりまして、そのシートを折り畳むとそのまま郵送物になるということで、直接投函しますと東京都の第三者窓口というところに届きます。なので、まず、そういったシートであるということと、こういった形で配布して使われていますので先生に知られるということとはございません。

東京都に相談がそういったもので寄せられた場合、品川区のものでしたら品川区教委のほうに東京都から情報提供がされまして、品川区教委が、指導課が、校長を通じて調査をしていく、または教育委員会として調査をする、そういった形でやっております。

それから、外部指導員ということですが、外部指導員に対しては研修を行っていく、それから、指導課のほうで部活動の外部委託をやっておりますが、仕様書のほうで、会社自体が雇用している者たちに研修を行うという形で、教員が行う部活動指導と同等の内容で指導ができるようにしておるところでございます。

以上です。

【教育長】 稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。ちょっと安心しました。

あと、お願いという感じなんですけれども、先生方、暴言まで行かなくても、多少ちょっと語気が強く、クラス全員に対して指導するときに語気強く話される方がいるともう、もちろん暴言とかには当たらないにしても、やっぱり大きな声が怖くて学校に行けなくなっちゃう子供とかも結構いるので、それが原因で不登校になってしまったという話も聞いたことがありますので、特にクラス全体で、問題のあるお子さんへ指導するときは多少語気が強くてもしようがないなと思うんですけど、クラス全員に連帯責任という形で指導されるときには本当に、冷静に穏やかな言葉で諭していただければと思います。

あと、衝動的に何か暴言を吐いてしまったりするのはもちろんよくないのですけれども、日常的に多分お子さんの対処に困っていて、それが積もり積もって暴言とか暴力につながってしまわないように、学級の運営に困難を感じている先生には、もう学校全体とか区教委で早めにサポートしてあげるようにしていただきたいなということと。

あと、ちょうどこれの問題として、先日、広島のほうで、羽交い締めにした先生に無罪判決ということもありましたので、先生は何もしてはいけないわけではなくて、ある程度、必要に応じて周りの子を守る必要もありますし、そういう、懲戒権みたいなものもあって、生徒を守る必要もあるんだよということも、逆に、先生にも、保護者に対しても、生徒に対しても、先生は何も手を出せないわけじゃないんだよということも知らしめていくことで問題が減っていくこともあるんじゃないかなというので、ある程度、先生を守るという

視点でも見てあげていただけたらいいなと思います。

感想です。以上です。

【教育長】 ほかにありますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 今、稲垣委員がおっしゃった懲戒と体罰は、懲戒は法律でも認められているわけなので、そのところは本当に、周りの子供の命とか本人の命とか、そういうことに関わるときの懲戒ということについては、確かにおっしゃるとおり、意外に保護者や地域の方がそのところを理解されていない場合もあるかなと思います、私も。ですから、そこは大事な点だなと思いました。

私は2つですね。1つは、先ほどの、今回挙がっていた1名の暴言という、この教員に対しては、先ほど、どういうことを言ったのかというのは書いてありますけれども、何か直接指導というか、これはどんな形でやったのかということが1点と。

それから、2点目は、裏面の一番最後のところに、取組のところで書いてあるんですけど、教職員のふだんの行動の様子がもう本当にここに書いてあるとおりでなんですけど、もう一つ、転入教員ですね。区に転入してきた教員。これは実はよく観察しておく必要があるというか、中にはそういう、暴言とか、体罰までいかなくても不適切な指導をしたことで他地区へ移動しているという教員もいると思うんですよね。ですから、転入してくる教員に対しても、当初、校長先生は見るとは思いますけど、改めてそこをきちんと観察して、品川区は絶対こういう対応は、それは許しませんよということをきちんと転入教員にも伝えることが大事かなというふうに思いました。

以上です。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 まず、1件計上しております、この教員については、校長による指導を行っております。

それから、転入してきた教員でございますが、区教委としても、他地区からの履歴等確認をしまして、必要に応じて校長に情報提供しておりますし、そういった教員が本区に入ってきてどのように振る舞っているかということも学校を通じて確認をしておりますし、引き続きしていきたいと考えております。

以上です。

【教育長】 ほかにございますか。

吉原委員。

【吉原委員】 すみません。質問なんですが、対象が小学校1年から中学3年というところで、質問の内容はそれぞれ、学年といいますか、年齢に応じた内容でいくのでしょうか。全く同じ質問内容でいくのでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 相談シートのほうは、小学校低学年向け、それから高学年、中学校向け等々に分かれておりまして、学年発達段階に応じて、分かりやすい文言を使って回答ができる、しやすいように工夫がされております。

以上でございます。

【教育長】 よろしいですか。

ほかにありますか。

よろしいでしょうか。

それでは、令和6年度品川区立学校における体罰等の実態把握については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第5、報告事項4、第1回市民科検討委員会の実施報告について説明をお願いします。

教育施策推進担当課長。

【教育施策推進担当課長】 私からは、第1回市民科検討委員会の実施報告について行わせていただきます。

教育委員会資料は10、ページで言いますと84分の77になります。

こちらにありますように、7月8日火曜日、第1回の市民科検討委員会を実施いたしました。

出席者、次第、協議、次回開催予定についてはこちらに書かれているとおりですが、この中の3番、次第、説明・報告内容について、簡単ですが御説明させていただきます。

まず、市民科検討委員会については、これまで教育委員会でも報告させていただきましたロードマップに基づきまして、今後の流れについて市民科検討委員会の中で共有したところでございます。

次の、区の独自教科市民科についても、こちら、これまで教育委員会でも報告させていただきました現在の区の市民科について、これを御説明させていただき、検討委員会の中で共有させていただいたところです。

3点目の、市民科に関する状況につきましては、こちら、資料の79ページからを御覧ください。こちらは、各調査及び市民科調査研究会での協議の内容について検討委員会で報告をしたところでございます。

大きく3点ございまして、まず1つは、特別活動や道徳、総合的な学習の時間といった、市民科を統合している内容について、区では、市民科と読み替えたアンケートをもとに、それぞれの現状について報告をさせていただきました。

続いて、ページの81ページからになるんですが、こちら、全国学力・学習状況調査の質問紙から、市民科の5領域に関する内容について、区や都、全国との比較を説明したところでございます。

特徴といたしましては、9年生になったときに、国や都につきましては、小学校のときと比べて値が落ち込んだり、結果として数値が低くなっているような傾向がございますが、区としては、比較して、数値、肯定的回答の割合が増えたりとか、あまり変化がない、要するに、9年生になっても6年生と同様な形で結果が出ているというような形のことを報告いたしました。

続いて、82ページを御覧ください。こちらは3回の市民科の調査研究会の報告をさせていただきました。

大きく3つ観点がございまして、1つは区の独自教科としての成果と課題、1つは各内

容についての成果と課題、3点目は授業についての成果と課題、こちらについて、丸印が成果、黒三角が課題といった形で、調査研究会で出た内容について報告をさせていただきました。

それを踏まえて現在、調査研究会では、最後の（１）から（４）にありますとおり、今後、市民科を発展していくために、以下の視点でさらに調査を進めていくということを報告いたしました。１つは理念、１つは市民科の充実、１つは学習内容について、１つは推進体制についてというところでございます。

こちらを報告した後、各検討委員より御意見をいただきましたが、検討委員からは大きく３点、御意見をいただいたところでございます。１つは、これからの時代を生きる子供たちに必要な学習内容を検討していくこと、１つは、教員にとって分かりやすい内容を検討していくこと、そして、持続可能で効果的な市民科学習、この３点について検討委員会より御意見をいただきました。

肯定的なものとしたしましては、体験学習など、市民科では充実しているものの、今後、探究的な学習を進めていくことや、やはり地域との協働、こちらが必要な視点として挙げられました。特に、地域との協働につきましては、市民科について家庭や地域への発信を今後行っていく必要があるのではないかというお話がございました。

また、異動する教員が多く、若い教員が多くなっていく中で、市民科について分かりやすく示していくこと、これが必要という話がありました。

また、子供の話について、各御家庭で子供からの話を聞いたときに、今振り返ると市民科についての内容についての会話が少なかったんじゃないかという話や、実際子供のときに市民科をやった者が今、品川区の教員をやりたいと言っている者もおるといった話も出てまいりました。

こうした話を受けて、第２回検討委員会に向けては、今後実施する調査項目の精選や、御意見をいただいた中で、今後の市民科についての在り方を事務局のほうでも精査して示していくような形で進めていければと考えております。

私からは以上となります。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。市民科の改革、楽しみにしています。

委員のところで、今から変えるとか付け加える、追加するというのは難しいかもしれないんですけど、１点提案があつて。やっぱり市民科は、まさに先ほど唐澤さんがおっしゃったとおり、地域との関係性が非常に大事だと。もう全くこのメンバーは品川区で、品川区、東京都あるいは地域社会でというところだと思うんですけど、例えば立正とか清泉女子とかの教授でも学長でも、この間、この間というのは、私、SDGs推進ファンドという、区長部局が、企画課がやっている委員をやっているんですけど、そこはオープンイノベーションとかいうことをやっていこうとしていて、山本学長、教授から学長になられた山本さんがいらっしゃって、何かそういう、学識者の方で國學院の教授がいらっしゃるのはいいのですが、清泉、それから立正もしくはそれ以外の、この地域の大学の、せっかくアカデミアがあるので、そこに、委員という意味じゃなくても、よりヒアリングを数

回やっていくとか、恐らくは私、少しだけちょっと話したことがあるんですが、山本さんとも、清泉の山本学長とも話したんですが、やっぱり彼らも公教育のところに貢献したいと思っている、市民科あるいは探究学習というものに対して彼らは一緒にやりたいというか、僕が聞いたところでは女子大学とか、女子大学生とかという存在意義も含めて森沢さんとか伊崎さんの思いとかにも共感されている、しあわせ多彩区にも共感ももちろんしているわけですから、何か、ごめんなさい、私が追いかけていないだけかもしれませんけど、そういうところは連携するとか、よりヒアリングをしていくとかというところはぜひ力強くやっていただければというふうに思います。

以上です。

教育施策推進担当課長。

【教育施策推進担当課長】 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、委員はどうしてもなかなか限定的な形にはなってしまうと思うんですが、今お話のあったとおり、品川区で校区教育協働委員の中でそうした有識者の方もいらっしゃるし、あと、先日、清泉女子大学のセミナーについて私も教育長も参加させていただいたところですので、様々な機会にやはり情報発信をして、様々な機会に御意見等をいただけるような環境というものは整えていければと思っておりますので、引き続きよろしくお願いします。

ありがとうございます。

【教育長】 ほかにございますか。

吉村教育長職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 御説明ありがとうございました。

2つあるんですけど、1つは、全国学力・学習状況調査の結果をうちの市民科の中の領域に当てはめてということだったんですけど、市民科イコール総合、道徳、特活ではないので、参考なんだろうけど、この中で1つ、これ、1枚目の、調査の中の2枚目ですかね、の一番上、「総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導をしていますか」ということに関して、これ、中学校後期課程が、品川がちょっとがくっと、一番左の数値がね。こういうところを見ると、これから一貫プランで探究をという話がありますので、もし、これも調査だから分かりませんが、一貫プランというものをどうつくっていくかということが一つ、これ、課題になるんだろうなというふうに、この調査の結果を見て思いました。でも、先ほど言ったように、市民科イコール3つの教科等ではないので、参考程度に見るのがいいのかなというふうに思っています。

もう1つは、今回の検討委員会の委員の先生が、例えば、総合や生活科を、あるいは特別活動をリードしてきた先生、こういう国の特別活動あるいは国の総合生活をつくっている、つくってきた人たちが市民科についてどういう印象を持ったのか、検討委員会の中で、具体的なことというか、どんな発言、コメントをされていたのかというのはちょっと気になるところで、もしそれを教えていただければありがたいなと思います。

教育施策推進担当課長。

【教育施策推進担当課長】 まず、調査につきましては、おっしゃるとおり、市民科は統合した教科ですので、参考として示しておりますが、ただ、探究的な過程が下がってい

るところは気になるところではございますので、今後、一貫プランの中で探究的な学習を進めていく中でこうしたところは注視していきたいと考えております。

続いて、各委員からのコメントの内容についてなんですけれども、大きく、現在、国のほうも、教育課程企画特別部会のほうで次期学習指導要領について検討が始まっておりますので、そうした内容についてのお話があったりとか、あとは、各地域によって独自な取組というのは少なからずありますから、品川区のオリジナル性というものをどうやって出していこうといった視点、また、学習指導要領は全国津々浦々の内容にはなってくるものの、現在、やはり品川区の課題に対してどのような対応、取組をしていくのか、よりよい成果が出せる可能性があるんじゃないかという話をいただいたところです。

以上です。

【教育長】 ほかにはございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。今、吉村先生のお話にちょっと関連しちゃうんですけど、もしこの委員会の議事録みたいなものを取っていたら見せていただきたいなと思うんですけども、どこかに公開されていたりとかはするんでしょうかね。

教育施策推進担当課長。

【教育施策推進担当課長】 こちらの、今後の市民科について話し合っている内容でございます。特段、現在、議事録について公開しているところはないところでございます。

以上となります。

【教育長】 ほかにはございますか。

では、第1回市民科検討委員会の実施報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第6、その他、令和7年9月行事予定について説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、令和7年9月行事予定について御説明いたします。

資料11をお願いいたします。

9月につきましては、9月2日火曜日、そして、9月16日火曜日、いずれも14時から教育委員会臨時会を予定しておりますので、御予定につきましてどうぞよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。

【教育長】 質疑はございますか。

では、令和7年9月行事予定については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

先ほど決定しましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方は御退出願います。

— 了 —